

山口県の 防災対策

1 山口県地域防災計画

山口県における「災害予防」、「災害応急対策」及び「復旧・復興」に関し、県、市町、防災関係機関及び県民が行うべき業務の大綱を定めています。

災害対策基本法第40条の規定に基づき、山口県防災会議が作成します。



山口県防災会議(令和4年5月)

山口県防災会議

根拠: 災害対策基本法 第14条

組織: (会長) 知事

(委員) 指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、警察本部、市町、消防本部、指定公共機関・指定地方公共機関、学識経験者・自主防災組織の代表者など

計画の概要

◇本編 ◇震災対策編 ◇原子力災害対策編

災害予防	災害応急対策	復旧・復興
<ul style="list-style-type: none">◆防災思想の普及啓発◆防災活動の促進◆防災訓練の実施◆災害情報体制・災害応急体制の整備◆避難予防対策◆救助・救急、医療活動◆要配慮者対策◆緊急輸送活動◆災害救助物資の確保 等	<ul style="list-style-type: none">◆応急活動◆災害情報の収集・伝達◆救助・救急、医療活動◆避難◆応援要請◆緊急輸送◆災害救助法の適用◆食料等の供給◆応急住宅◆水防◆要配慮者支援 等	<ul style="list-style-type: none">◆復旧・復興活動◆被災者の生活再建◆公共施設の災害復旧・復興◆被災中小企業・農林水産事業者復興支援◆金融計画

2 災害予防

1 防災活動の促進

建物等の耐震化

震災時における避難、救護など応急対策活動の拠点となる公共建築物などの耐震化を進めることが重要です。

また、多数の者が利用する特定建築物(学校、病院等)の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、一般建築物についても耐震化の普及啓発に努めます。

自主防災組織の育成強化

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動等を行うことが重要です。

自主防災組織の活動

災害が発生したとき

避難の手助けなど避難行動要支援者(38ページ参照)への支援活動・初期消火活動・避難誘導・救出・救護活動等

平常時

防災啓発活動
防災訓練への参加
地域の安全点検等



山口県自主防災アドバイザー制度

県では、防災に関する知識と自主防災組織への指導・助言を行えるスキルとノウハウを備えた方で、自主防災組織等の活動促進に寄与する意欲のある方をアドバイザーとして登録し、自主防災組織等からの依頼に基づき派遣する制度を実施しています。

アドバイザー派遣申込については、お住まいの市町防災担当課へご確認ください。
支援内容：研修・訓練等の協力、アドバイザー自身の経験を基にした防災に関する講話

など

率先避難・呼びかけ避難体制づくりの推進

危ないと感じたら、早めに避難することが重要です。危険が迫る前に住民同士が避難を呼びかけつつ、自ら率先して避難する体制をつくり、「逃げ遅れゼロ」の実現を目指します。



ハザードマップの整備

ハザードマップとは、災害による被害を予測し、被害範囲、被害の程度、避難場所や避難経路等の防災情報を図示したもので、洪水、高潮、土砂災害、ため池等の種類があります。

山口県は市町の作成を支援し、市町は、県から提供された被害予測範囲等のデータを基に地図を作成し、住民に配布します。

洪水ハザードマップ

県内66河川を対象に作成

高潮ハザードマップ

県内18市町を対象に作成

土砂災害ハザードマップ

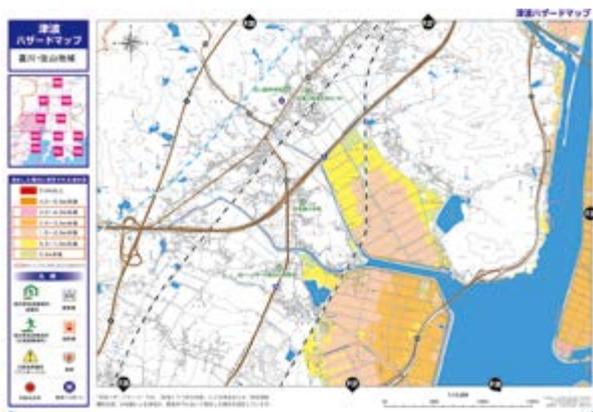
県内19市町を対象に作成

ため池ハザードマップ

下流に人家・公共施設のあるため池を対象に作成

津波ハザードマップ

県内18市町を対象に作成



津波ハザードマップ
(山口市嘉川・佐山地域)



山口市洪水・土砂災害ハザードマップ
(山口市大殿・白石・湯田)

2 災害情報の提供体制

防災やまぐち

県内市町の避難指示等の発令状況や避難所の開設状況、気象情報などの防災関連情報を集約し、発信している防災情報ポータルサイトです。

台風などによる災害が発生した際には、被害の状況や避難所の避難者数などのほか、道路の通行止めに関する情報などもお知らせしています。

また、平時から災害に備えるための避難所の一覧やハザードマップ・津波浸水想定図等、様々な防災情報を掲載しています。

避難先や地域の危険性を事前に確認し、家族と共有しておきましょう。

当サイトは、パソコン、スマートフォン、携帯電話からご覧になれます。

また、外国語(英語、中国語(簡体語、繁体語)、韓国語、ベトナム語、タガログ語)に対応しています。

防災やまぐちポータルサイト



モバイルサイト



パソコン

http://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/portal-top/



スマートフォン・携帯電話

http://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_sp/portal-top/



土木防災情報システム

山口県が設置している観測局の情報や、県と気象台が発表する洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報を発信しています。

また、日本気象協会などの気象情報も提供しています。

パソコン、携帯電話、スマートフォンでご覧になれます。

パソコン版 <http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

携帯電話版 <http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/>

スマートフォン版 <http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/sp/>



山口県防災情報メール

◎県の雨量局や水位局、ダムの観測情報

◎気象警報・注意報や洪水予報(4水系)、土砂災害警戒情報などの気象情報

携帯電話、スマートフォンから簡単に登録することが出来ますので、ぜひ登録してください。

登録サイトへのリンクが土木防災情報システムのトップページにあります。



山口県総合防災情報ネットワークシステム

災害発生時に的確な情報収集・関係機関との連絡等を図るため、県の出先機関、防災関係機関、市町を大容量の光ネットワークと、衛星系・地上系の防災行政無線で結ぶ「山口県総合防災情報ネットワークシステム」を構築しています。



Q 山口県大島防災センター

山口県大島防災センターは、南海トラフ地震への対策として、内閣府地域防災拠点施設整備モデル事業補助金を活用して整備されました。

大規模な災害が発生した場合には、施設内に現地災害対策本部を設置するなど災害応急対策拠点として活用されます。

また、平常時においては、展示施設による防災教育や、一般県民へ防災活動の場を提供する等、地域の防災力の向上のため活用されています。



3 災害応急対策

災害発生、又は発生のおそれがある場合は、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限におさえる必要があります。

山口県災害対策本部の設置

知事は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、山口県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施します。



令和4年9月18日台風第14号本部員会議

山口県災害対策本部

根拠：災害対策基本法 第23条

組織：(本部長)知事

(副本部長)副知事

(本部長)公営企業管理者、教育長、警察本部長、各部局長など

ヘリコプターによる災害応急対策



山口県消防防災ヘリ「きらら」

救急・救助活動や消火活動等をはじめ、被災情報の収集、住民の避難誘導、緊急物資の輸送など幅広く活動します。

山口県警航空隊ヘリ「あきよし」

災害時には、被災情報の収集や被災者の救出、行方不明者の捜索等を行い、平素は各種訓練のほか、パトロールや犯罪捜査、交通取締り、救難救助などの活動をします。



ドクターヘリ

事故や災害時等に、消防機関等からの要請に対し、直ちに医師・看護師が搭乗して、救急現場に出動します。

※必要に応じて、自衛隊、海上保安部等のヘリコプターも活用します。

関係機関相互の応援体制

大規模な災害では、被災自治体のみでは十分な対応ができないことも想定されます。こうした事態に備え、関係機関相互の応援体制を整備しています。

緊急消防援助隊（捜索・救助・救急等）

県内の消防応援をもってしても消防力が不足すると判断されるときに、知事からの要請、または消防庁長官の指示により出動します。

警察広域緊急援助隊（捜索・救助・警備等）

緊急消防援助隊と同様に、大規模災害発生時に、公安委員会からの要請、または警察庁長官の指示により出動します。

自衛隊災害派遣（捜索・救助・給水・入浴等）

大規模な災害により県や市町等だけでは応急活動が困難な場合に、知事等からの要請等により出動します。

災害派遣医療チーム「DMAT」（病院支援、患者搬送、医療等）

災害の発生直後に活動する災害派遣医療チームで、知事からの要請等により出動します。（医師・看護師・業務調整員の4名程度で編成）



災害時応援協定に基づく応援体制

団体等と応援協定を締結し、必要な協力を得るための体制を整備しています。

都道府県間の相互応援協定（中国・四国、九州、関西、全国）

県と県内全市町の相互応援協定

民間関係団体等との応援協定

〈協定内容〉

- 食糧、飲料水、応急生活物資の供給に関する協定
- 船舶等による緊急輸送に関する協定
- 応急仮設住宅の建設に関する協定
- 医療救護活動及び健康管理活動に関する協定
- 仮設トイレの供給に関する協定
- 木造応急仮設住宅の建設等に係る協定 など



「防災の日」と「防災週間」

9月1日は、関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では二百十日に当たり、台風シーズンを迎える時期でもあります。昭和34年9月26日の「伊勢湾台風」によって、戦後最大規模の被害を被ったことが契機となって、地震や風水害等に対する心構え等を育成するため、昭和35年に「防災の日」が創設されました。昭和57年からは、9月1日の「防災の日」を含む1週間(8月30日～9月5日)を「防災週間」と定め、各関係機関において、防災思想の普及、防災訓練等が実施されています。

「津波防災の日」と「世界津波の日」

11月5日は、1854年に中部地方から九州地方の太平洋沿岸に大きな津波被害をもたらした、『稲むらの火』のモデルになった安政南海地震の発生した日です。平成23年3月に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を踏まえ同年6月に制定された「津波対策の推進に関する法律」において、広く津波対策についての理解と関心を深めることを目的として、「津波防災の日」が創設されました。津波防災の日の前後には、全国各地で地震・津波防災訓練等が実施されています。また、同日は日本を含む幅広い国々の共同提案により、平成27年12月の国連総会において「世界津波の日」として制定されました。

「防災とボランティアの日」と「防災とボランティア週間」

阪神・淡路大震災(平成7年1月17日発生)を契機に、同年12月、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実・強化を図ることを目的として「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～21日)が創設されました。県内においても各種講習会やパネル展示などが実施されます。

こうした機会に今一度、防災について考えてみましょう。